



広報

# いせ

2006

12月号

No.14

パーク&バスライドを行います…………… 2

市の人事行政の運営状況のあらまし… 4

高齢者への「虐待」が今、問題になっています! … 8

合併後の公共料金などについて…………… 10

まちの話題…………… 20

保健センターだより…………… 22

募集・講習・催し物・お知らせ…………… 24



菊花展 (10月23日～11月10日、小俣町)



# 12月31日〜平成19年1月3日 年末年始の交通渋滞を解消するために パーク&バスライドを行います

まちづくり推進課内・  
伊勢地域観光交通対策協議会事務局（☎215593）

年末年始の内宮周辺では、内宮への参拝やおはらい町への観光のため、例年、深刻な交通渋滞が生じています。この交通渋滞を解消するため、平成15年から、年末年始のパーク&バスライドを実施しています。パーク&バスライドとは、臨時駐車場を確保し、臨時駐車場から目的地までシャトルバスを運行するシステムです。これにより、実施前は最大13・9 kmあった伊勢自動車道の交通渋滞を解消することができました。今年も昨年と同様、パーク&バスライドを実施しますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## とき（臨時駐車場の開場日時）

- 12月31日(日)・午後10時～  
平成19年1月1日(祝)・午後4時
- 1月2日(火)・午前9時～午後4時
- 1月3日(水)・午前9時～午後4時

## 対象

伊勢自動車道・国道23号・伊勢二見鳥羽ラインを利用し、外宮または内宮へ行く車（観光バス・マイクロバス・二輪車を除く）

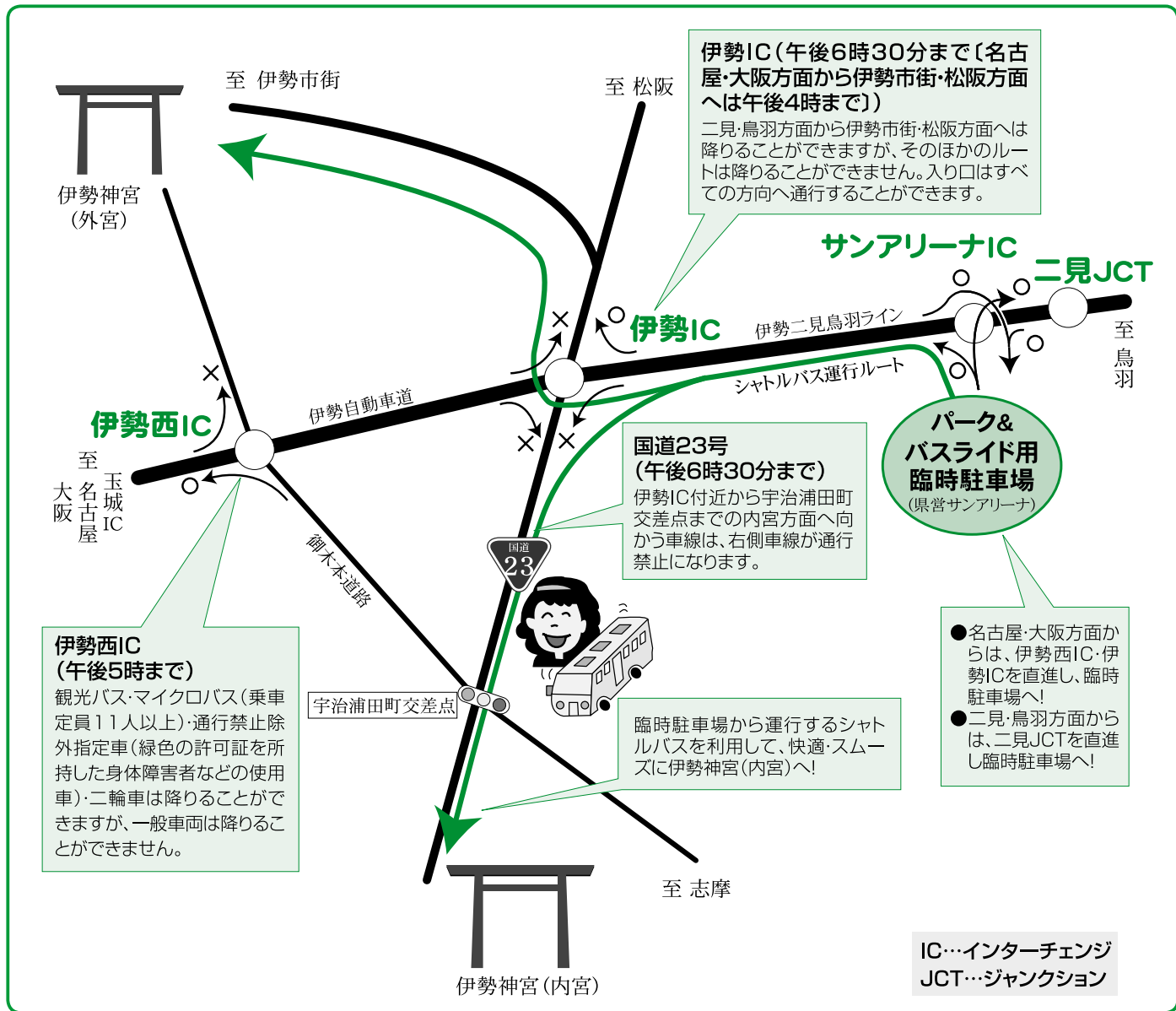
## 駐車整理料

1台につき 1,000円

## 内容

- 名古屋・大阪方面から外宮または内宮へ行く車  
伊勢自動車道伊勢西インターチェンジと伊勢インターチェンジを直進し、サンアリーナインターチェンジで降り、県営サンアリーナ敷地内の臨時駐車場へ駐車し、無料のシャトルバスで外宮または内宮へ
- 二見・鳥羽方面から外宮または内宮へ行く車  
二見ジャンクションを直進し、サンアリーナインターチェンジで降り、県営サンアリーナ敷地内の臨時駐車場へ駐車し、無料のシャトルバスで外宮または内宮へ

※伊勢自動車道の名古屋・大阪方面から、伊勢市街方面へ行く車・シャトルバスを利用せずに外宮または内宮へ行く車は、玉城インターチェンジを利用してください。  
※臨時駐車場から外宮前または内宮前まで、無料のシャトルバスを運行します。（最終は午後4時30分発）  
※外宮～内宮間は、有料の臨時バスが運行されます。



**実施期間中の交通規制**

パーク&バスライドの実施に伴い、国道23号、伊勢自動車道伊勢西インターチェンジ・伊勢インターチェンジで交通規制が行われます。(上図参照)

親戚や知人などで、市外から来勢される人に、規制が実施されることを知らせてください。

なお、年末年始の交通規制について、詳しくは「伊勢市おしらせ版」12月15日号と同時配布するチラシをご覧ください。



**宇治浦田周辺駐車場のご案内**

年末年始は、宇治浦田街路広場・五十鈴川河川敷・神宮宇治工作所・県営総合競技場などの駐車場が有料となります。

ご協力をお願いします。

**実施期間中の問い合わせ先**

県営サンアリーナ臨時駐車場・実施本部 (☎252554)

**対応時間**

●12月31日(日)・午後10時〜平成19年1月1日(祝)・午後8時

●1月2日(火)・3日(水)、午前9時〜午後8時

※実施期間中は、シャトルバスの運行状況や、駐車場の満空情報などについて、携帯電話用ホームページ(<http://www.ipos.co.jp/asp/ise.aspx>)で情報提供を行います。



**有料期間**

●12月31日(日)〜平成19年1月8日(祝)  
 ●1月13日(土)〜28日(日)の土曜日・日曜日

**駐車整理料**

1台につき1000円

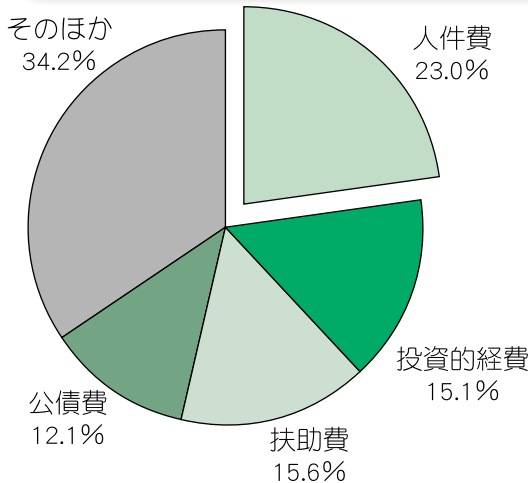


# 市の人事行政の 運営状況のあらまし

給料・手当・報酬について：職員課給与厚生係（☎215506）  
職員数について：職員課人事係（☎215505）

## 人件費の割合

（平成18年度普通会計6月補正後予算額）

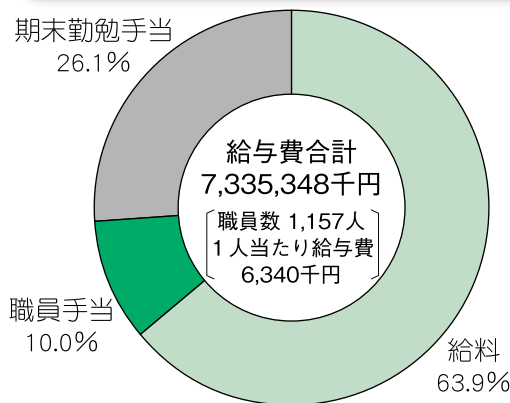


項目	(千円)
歳出総計	41,903,750
(内訳)	
人件費	9,655,452
投資的経費	6,327,268
扶助費	6,541,684
公債費	5,045,348
そのほか	14,333,998

※人件費には、一般職員・特別職（三役）の給与や議員・そのほかの非常勤特別職の報酬を含んでいます。

## 給与の内訳

（平成18年度普通会計6月補正後予算額）



項目	(千円)
給料	4,691,276
職員手当	731,715
期末勤勉手当	1,912,357

※職員手当に、退職手当・退職手当組合負担金は含まれていません。

## 給料(一般行政職)

（平成18年4月1日現在）

※一般行政職とは、消防士、保育士、清掃・調理などの業務を行う職員などを除く、一般的な事務および技術職員です。

### 平均給料・平均年齢

区分	平均給料	平均年齢
伊勢市	332,011円	40歳9カ月
三重県	357,490円	42歳1カ月

### 初任給

区分	初任給
伊勢市	大学卒 176,800円
	高校卒 148,000円
三重県	大学卒 176,800円
	高校卒 142,800円

### 経験年数別・学歴別

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
伊勢市	大学卒	271,486円	321,075円	367,050円
	高校卒	228,300円	286,850円	328,040円
三重県	大学卒	275,218円	328,367円	387,027円
	高校卒	223,667円	275,438円	332,050円

市職員の給与は、国家公務員・県職員・ほかの自治体職員とのバランスを考えて、伊勢市職員給与条例などにより定められています。今回は、より適正な人事行政の運営を確保するため、市民の皆さんに、市職員の給与や勤務条件などの状況をお知らせします。なお、平成17年度より詳しい状況については、市のホームページ（<http://www.city.ise.mie.jp>）に掲載しています。

平成18年度については、比較対象である国家公務員の給与などの状況が公表された後に掲載する予定です。



## 級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	事務員 技術員	事務員 技術員	事務吏員 技術吏員	係長 事務吏員 技術吏員	係長 事務吏員 技術吏員	課長補佐 係長 事務吏員 技術吏員	課長 課長補佐	課長	部長	
職員数	1人	12人	85人	141人	54人	109人	63人	57人	20人	542人
構成比	0.2%	2.2%	15.7%	26.0%	10.0%	20.1%	11.6%	10.5%	3.7%	100.0%

※伊勢市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 ※標準的な職務内容とは、それぞれに該当する代表的な職名です。

## 職員の手当

### 扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成18年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	●配偶者 13,000円
	●配偶者以外の扶養親族(2人まで) 1人につき 6,000円
	●配偶者以外の扶養親族(3人目以降) ・配偶者がいない場合 1人につき 5,000円
	・配偶者を扶養親族としていない場合 1人目のみ 11,000円
	・配偶者を扶養親族としていない場合 1人目のみ 6,500円
※16歳～22歳の扶養親族は、1人につき5,000円が加算されます。	
住居手当	●借家・借間居住者 最高支給額(家賃月額55,000円以上) 27,000円
	●自宅居住者 ①新築・購入後5年間 3,000円
	②そのほか 1,000円
通勤手当	●交通機関利用者 定期券代全額支給(限度額:55,000円) ●交通用具(自家用車など)使用者 片道2km以上の職員に対し、通勤距離に応じて2,500円～16,000円を支給

### 特殊勤務手当

平成17年度(合併後) 支給総額 1,565万6千円(職員1人当たりの平均額 29,765円)
手当の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務等調査交渉従事手当</li> <li>● 行旅病人・同死亡人取扱手当</li> <li>● 心身障害児通園施設勤務手当</li> <li>● 清掃業務等従事手当</li> <li>● 公害・防疫業務従事手当</li> <li>● 危険業務従事手当</li> <li>● 変則勤務手当</li> <li>● 消防手当</li> <li>● 災害時出動手当</li> </ul>

### 時間外勤務手当

平成17年度(合併後) 支給総額 1億9,611万4千円 (職員1人当たりの平均額 183,113円)
---

※支給総額については、平成17年11月以降に支払った総額です。また、職員1人当たりの平均額については、支給総額を支給対象職員の人数で割ったものです。



※支給総額については、平成17年11月以降に支払った総額です。また、職員1人当たりの平均額については、支給総額を支給対象職員の人数で割ったものです。

期末勤勉手当・退職手当

(平成18年4月1日現在)

期末勤勉手当	期別	期末手当	勤勉手当	合計
	6月期	1.400月分	0.725月分	2.125月分
	12月期	1.600月分	0.725月分	2.325月分
	合計	3.000月分	1.450月分	4.450月分
※職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。(役職加算5%～15%)				
退職手当	区分	自己都合	定年・勸奨	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	
	勤続20年	21.00月分	27.30月分	
	・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) ※1人当たりの平均支給額(平成17年度11月～3月の決算額〈全職種〉) 自己都合 1,747千円 定年・勸奨 25,643千円			

管理職手当・管理職員特別勤務手当

(平成18年4月1日現在)

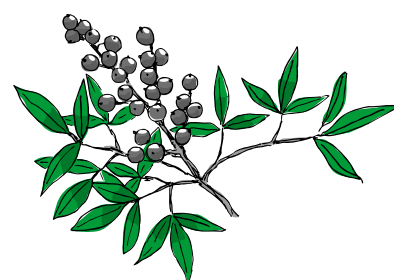
区分	支給割合(金額)	
管理職手当	部長職	給料月額×13/100
	課長職	給料月額×10/100
管理職員特別勤務手当 (休日に勤務した場合)	部長職	1回 8,000円(6時間を超えた場合12,000円)
	課長職	1回 6,000円(6時間を超えた場合9,000円)

特別職の報酬など

(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当	退職手当
市長	1,013,000円	6月期 2.10月分	市長 450/100×勤務年数×給料月額 助役 280/100×勤務年数×給料月額 収入役 250/100×勤務年数×給料月額
助役	785,000円	12月期 2.30月分	
		合計 4.40月分	
収入役	683,000円	※20%の加算措置があります。	

区分	報酬月額	期末手当	
議長	567,000円	6月期 1.60月分	
副議長	509,000円	12月期 1.70月分	
		合計 3.30月分	
議員	451,000円	※20%の加算措置があります。	



※特別職の報酬などについては、公正を期すため、市内の各団体の代表者・有識者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて、条例で定められています。

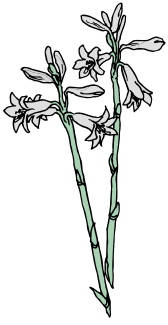
## 定員の適正化の状況

定員管理を行う目的は、市の職員数を必要最小限に抑え、各部門に適切な職員を配置することにより、「最小の職員数で、最大の効果を上げる」ことです。

行財政の効率化という観点から定員の適正な管理が求められており、市町村合併の効果として期待されています。

定員適正化として、市町村合併による事務事業の効率化や、事業の委託などに取り組んだ結果、平成17年度の退職者の補充は行わず（総合病院を除く）、平成18年度は新規採用を行いませんでした。

現在、今後5年間の定員管理を行う定員適正化計画を策定中で、平成18年度中に公表する予定です。



## 職員の任免および職員数

### 職員採用

〈平成17年度中途採用者数〉

区分	競争試験	選考	合計
一般行政など	0	7	7
教 育	0	0	0
病 院	17	4	21
消 防	0	0	0
合 計	17	11	28

※採用者数は、旧4市町村の数字を含みます。

〈平成18年4月1日採用者数〉

区分	競争試験	選考	合計
一般行政など	0	0	0
教 育	0	4	4
病 院	5	3	8
消 防	0	0	0
合 計	5	7	12

### 職員退職状況

〈平成17年度退職者数〉

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合計
一般行政など	10	18	9	37
教 育	0	6	6	12
病 院	4	6	21	31
消 防	0	0	0	0
合 計	14	30	36	80

※退職者数は、旧4市町村の数字を含みます。

なお、定年退職者のうち1人は、伊勢広域環境組合派遣者です。

### 部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議 会	8	14	-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併による業務の見直し・効率化・退職者の補充抑制など定員適正化による減少</li> <li>観光部門の強化による増加</li> </ul>
	総務企画	179	180	-1	
	税 務	58	64	-6	
	民 生	237	254	-17	
	衛 生	162	161	1	
	労 働	3	3	0	
	農林水産	29	33	-4	
	商 工	25	23	2	
	土 木	113	113	0	
	小 計	814	845	-31	
特別行政部門	教 育	169	181	-12	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢図書館・生涯学習センター・観光文化会館に指定管理者制度を導入したことによる減少</li> </ul>
	消 防	172	172	0	
	小 計	341	353	-12	
公営企業部門	病 院	391	391	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の窓口業務を委託したことによる減少</li> <li>地域包括支援センターの設置による増加</li> </ul>
	水 道	42	47	-5	
	下水ほか	86	77	9	
	小 計	519	515	4	
合 計		1,674	1,713	-39	

※平成17年度職員数は、旧4市町村の職員数を合計したものです。

なお、職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含みません。

## 分限処分・懲戒処分

※処分者数は、旧4市町村の処分者を含みます。

### 分限処分

(平成17年度)

分限処分は、疾病などにより、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。

分限処分の種類には、免職・降任・休職の3種類があります。

区 分	免職	降任	休職	合計
市町村長部局など	0	0	17	17
教 育	0	0	0	0
合 計	0	0	17	17

### 懲戒処分

(平成17年度)

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置です。

懲戒処分の種類には、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
市町村長部局など	0	0	1	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1



# 高齢者への「虐待」が今、問題になっています!

地域包括支援センター (☎27) 2431)  
(福祉健康センター内)

平成18年4月1日から、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護、また高齢者を介護している介護者の負担の軽減を図るために策定されたものです。

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳のある生活を維持することができるよう、みんなで高齢者を支え、住みやすい地域を築いていきましょう。

## 高齢者虐待とは

高齢者虐待には、いろいろな形態があり、個々の事例によってもその背景はさまざまです。

両者の心身の状態・性格・疾病・経済状態などにより、高齢者と介護者(親族など)との間で保たれていたバランスが崩れ、そこに過去のお互いの関係が複雑に影響し合っただけ起こります。

また、これまでとはしっかりとしていた高齢者が、認知症などを発症し、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

高齢者虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、基本的な人権を侵害し、時には犯罪に至る場合もあります。

## なぜ虐待が 発見されにくいのか

高齢者虐待は、発見されにくい場合があります。

介護者が虐待していることを自覚していないため、高齢者が危険な状態に陥っていても虐待に気付かなかつたり、高齢者自身が世間体を気にするあまり、「自分が我慢をすれば…」と介護者をかばうことで、虐待が表面化しにくく、潜在化する場合があります。高齢者虐待の特徴と言えます。



## 高齢者虐待の分類

- **身体的虐待**  
高齢者の身体に、傷やあざなど痛みを与える暴行を加えること。
- **性的虐待**  
高齢者にわいせつな行為をすること、またはさせること。
- **心理的虐待**  
脅し・侮辱する言葉・威圧的な態度・無視などによって心理的外傷を与えること。
- **経済的虐待**  
本人の合意なしに、財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- **介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)**  
必要な介護や世話をしない、または放棄・放任することにより、高齢者の生活環境や身体または精神的状態を悪化させること。

## 高齢者虐待の要因

虐待する人の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護に疲れている</li> <li>● 介護に拘束され、自分の時間が持てない</li> <li>● 認知症や疾病への理解が十分でない</li> <li>● 以前から高齢者との人間関係が悪い</li> <li>● 性格や人格に問題がある</li> <li>● 介護の協力者がいない など</li> </ul>
虐待される人の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ADL(日常生活動作)が低下している</li> <li>● 以前から介護者との人間関係が悪い</li> <li>● 収入(年金)が少ない</li> <li>● 判断能力・金銭管理能力が低下している</li> <li>● 相談相手がいない</li> <li>● 性格や人格に問題がある など</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親族同士や近隣住民同士の関係に問題がある</li> <li>● 家族間の力関係の変化(主要人物の死亡など)</li> </ul>

## 高齢者虐待のサイン

- 説明のつかない小さな傷やあざなどが頻繁に見られる
- ささいな事でおびえたり、怖がったりする
- 「家に居たくない」「蹴られる」などの訴えがある
- 住んでいる家や部屋が極端に不衛生である
- いつも汚れた服を着ている
- 不規則な睡眠（悪夢を見る、眠ることが怖いなど）を訴える
- 泣く・叫ぶなどの症状が見られる
- 年金・財産がありお金に困っているはずがないのに、お金がないと訴える
- 高齢者に対して過度に乱暴な口の利き方をする
- 自宅から高齢者本人・介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・物を投げる音が聞こえてくるなど

**虐待かな？と気付いたら**

虐待は、早期に見出し、第三者が介入することで、深刻化を防止することができます。

そのためには、地域の皆さんの協力が大切です。身近なところで、虐待の疑いがあるような状況に気付いたら、一人で悩まず、地域包括支援センターや児童長寿課、各総合支所福祉健康課に相談してください。

なお、生命や身体に重大な危険が及ぶ場合は、通報することが義務付けられています。

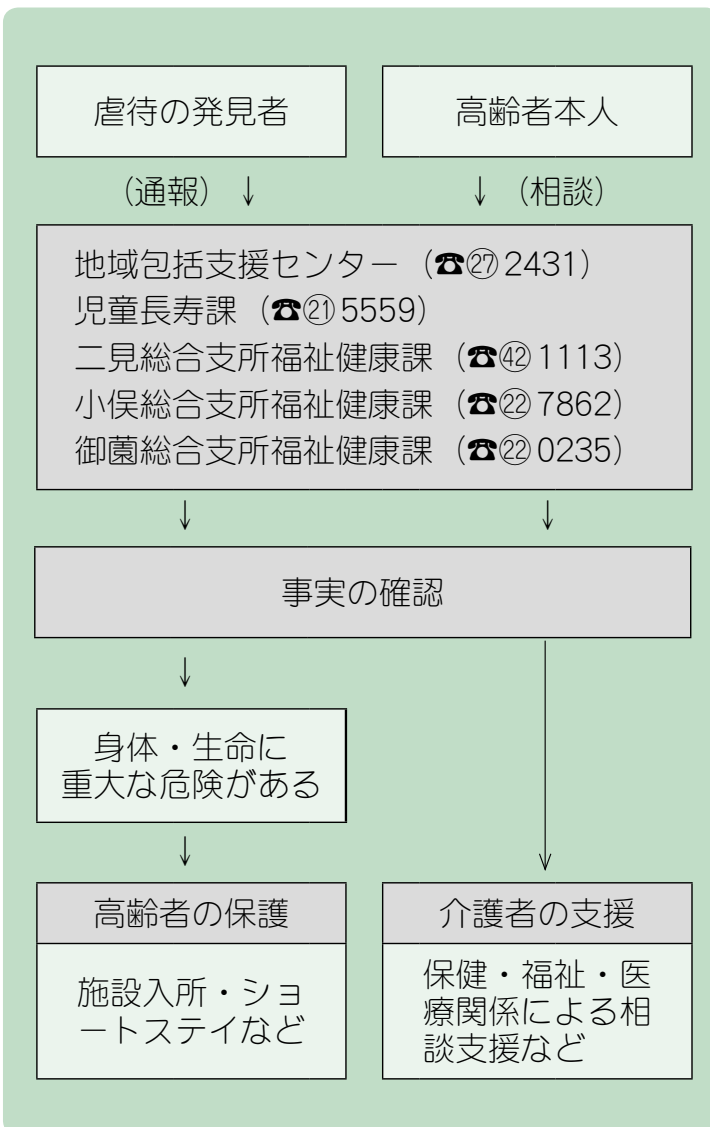
地域包括支援センターは、高齢者の生活を支える拠点として、本年4月、福祉健康センター内に設置された機関で、福祉・保健など、さまざまな支援を包括的・継続的に行っています。

高齢者虐待の問題解決や改善には、高齢者だけでなく、介護者やその家族などを含め、包括的な支援をしていく必要があります。

### 地域包括支援センターの役割とは



## 高齢者虐待の疑いがあるときは…



そのため、地域包括支援センターでは次のような支援を行っています。

- **発生予防**：発生を予防するための相談・指導・助言
- **早期発見**：虐待の通報または届け出の窓口
- **介入**：高齢者の安全確認や、通報・届け出の事実確認のための介入
- **再発防止**：介護者の負担を軽減するための措置や、財産上の不当取り引きによる被害相談

**介護は一人で抱え込まないで！**

高齢者虐待は、さまざまな制度や専門的な知識の活用方法を知らずに起こる事例が多くあります。

介護保険サービスや福祉サービスなどの社会的サービスを利用することにより、介護者の負担を軽減し、最悪の事態を避けることができます。

介護者は、一人で抱え込まずに、社会的サービスを

効果的に活用したり、地域包括支援センターや各在宅介護支援センター（30ページ）「老人在宅介護」欄を参照）などの専門機関で適切なアドバイスを受けるなど、さまざまなサービスや制度を利用し、無理のない介護をしていきましょう。



# 合併後の公共料金などについて

合併調整室 (☎2155338)

水道料金について……………上下水道部料金課 水道料金係 (☎215614)

下水道使用料、下水道受益者負担金について……………上下水道部料金課 下水道料金係 (☎215601)

……………国民健康保険課 (☎215551)

国民健康保険料について……………医療保険課 (☎215564)

介護保険料について……………介護保険課 (☎215564)

昨年11月に新「伊勢市」が誕生してから、1年余りが経過しました。

新市のまちづくりは、新市建設計画に基づき、また住民サービスについては、旧4市町村で協議した調整方針に基づき計画的に進めています。

合併後、住民サービスを極力低下させないことを原則に進めています。制度改正などにより、市民の皆さんの暮らしに変化が生じているものもあります。そこで、直接暮らしにかかわる公共料金などの現状をお知らせします。

## 合併によるもの

### 水道料金

水道料金については、調整方針に基づき、平成19年2月の請求分から、旧4市町村の中で料金体系が最も高い二見町を、旧伊勢市・御園町の料金体系に統一します。

なお、料金体系が最も低い小俣町については、今後経営の見直しを行い、料金体系を整備します。



### 水道料金に関する合併協議での調整方針

料金体系は、合併後5年間はこれまでどおりですが、この間において経営の見直しを行い、料金体系を整備します。

また、社会経済情勢の変化に伴い、平成18年4月1日以降、段階的に旧伊勢市・二見町・御園町の料金体系の統一を図ります。

### 水道料金表 (2カ月分の料金)

〈旧伊勢市・二見町・御園町〉

メーターの口径または用途	基本料金	従量料金	
		使用量	料金 (1mにつき)
13mm	2,500円	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	139円
		41m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	157円
20mm	2,780円	61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	218円
		101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	264円
25mm	3,140円	201m <sup>3</sup> ~	282円
30mm	8,140円		
40mm	8,140円		
50mm	20,360円	1m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	218円
		101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	264円
75mm	40,720円	201m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>	282円
		1,001m <sup>3</sup> ~	297円
100mm	81,440円		
150mm	162,920円		
公衆浴場用	14,080円	201m <sup>3</sup> ~	78円
臨時用	11,000円	21m <sup>3</sup> ~	548円
私設消火栓	1,100円	消火演習1栓	704円 (1回につき・10分毎)

〈小俣町〉

メーターの口径または用途	基本料金	従量料金		
		使用量	料金 (1mにつき)	
13mm	1,200円	専用栓	1m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	40円
			21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	80円
20mm	1,800円	専用栓	41m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	110円
			101m <sup>3</sup> ~	130円
25mm	2,800円			
30mm	5,600円			
40mm	11,000円	共用栓	(1世帯につき)	
			1m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	35円
50mm	17,000円	共用栓	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	75円
			41m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	110円
75mm	37,000円		101m <sup>3</sup> ~	130円
100mm	70,000円			
臨時用	口径別の各基本料金の2倍		1m <sup>3</sup> につき	260円

(基本料金+従量料金) × 1.05 = 水道料金 (円未満は切り捨て)



## 下水道使用料

（広報いせ「3月号に掲載」）

下水道使用料は、6月1日に宮川流域下水道第1期

事業認可区域の供用が開始されたため、旧伊勢市・二見町・御園町は統一単価です。

なお、小侯町については、宮川流域下水道に接続するまでは、従来ごとの使用料です。

## 下水道使用料に関する合併協議での調整方針

平成17年度はこれまでどおり。宮川流域下水道第1期事業認可区域の供用開始時に、旧伊勢市・二見町・御園町は統一単価にします。ただし、小侯町は宮川流域下水道に接続するまでは、これまでどおりです。

### 下水道使用料単価表

〈旧伊勢市・二見町・御園町〉

種類	区分	汚水量	金額(月額)
一般	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,000円
		従量使用料 (1mlにつき)	
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	130円	
	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	150円	
	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	180円	
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	210円	
101m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	245円		
501m <sup>3</sup> ~	280円		

〈小侯町〉

種類	区分	汚水量	金額(月額)
一般	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,000円
		従量使用料 (1mlにつき)	
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	40円	
	21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	90円	
	51m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	110円	
61m <sup>3</sup> ~	130円		

(基本使用料+従量使用料)×1.05  
=下水道使用料(円未満は切り捨て)

## 下水道受益者負担金

下水道受益者負担金は、下水道を利用する人(利用可能な人)に下水道施設の建設費の一部を負担していただくもので、「原則として10年間は現行のとおり」とし、合併前の負担金制度をそれぞれの地区で引き継いでいます。



## 下水道受益者負担金に関する合併協議での調整方針

下水道受益者負担金については、新市設立後、原則として10年間は現行のとおりとします。ただし、小侯町・御園町を除く未認可地域の受益者負担金については、現行の算出根拠を基本として、新市において検討します。

なお、社会経済情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で早急に対応します。

## 制度改正によるもの

### 国民健康保険料

国民健康保険料は、調整内容ごおり、資産割を廃止した3方式(所得割・均等割・平等割)の算定方式となりました。

従って、旧4市町村の保険料との比較はできませんが、平成18年度の税制改正により、公的年金等控除の見直しが行われたことから、

国民健康保険料の負担が増加しています。

※65歳以上で平成16年中に年金所得があった人については、激変緩和措置として、本来負担すべき保険料に、段階的に移行することができると、平成18年度から2年間は、公的年金特別控除が適用されています。

### 介護保険料

介護保険料の基準額は、

平成17年度までは、調整内容ごおり第2期介護保険事業計画(計画期間:平成15年度~平成17年度)に基づき、旧4市町村と変わらず月額3,000円でした。

間の市の介護サービスに掛かる費用見込みの総額(利用者負担分を除く)から、所定の方法で計算し決定したものです。

なお、税制改正(65歳以上の非課税措置の廃止)の影響により、平成18年度の介護保険料が上がった人については、激変緩和措置を適用し、負担軽減を行いました。

### 施設使用料

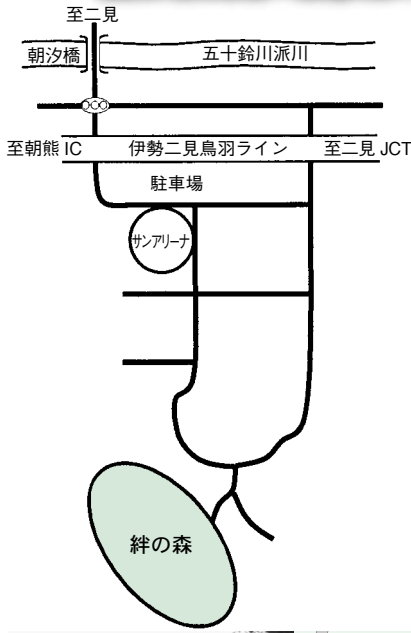
生涯学習センターや各種スポーツ施設などの使用料は、「当分の間現行のとおり」となっており、従来の施設使用料の料金体系と同様となっています。

## そのほか



# 朝熊山麓に「絆の森」が完成

農林課 (☎215571)



**「絆の森」の概要**  
**所在地** 朝熊町地内(左図参照)  
**面積** 約10ヘクタール  
**施設内容** 遊歩道、管理道路、  
 修景池、管理小屋、  
 展望台、案内板、ベンチ

近年、身近な里山は、開発などにより減少の一途をたどり、市民が広く自然と親しむことができる場が少なくなっています。  
 このため市では、県営サンアリーナに隣接する区有林(朝熊町委員会が所有)を、地元住民の協力をいただき、平成16年度から、林野庁の補助を受けて整備してきました。



このたび、朝熊山麓の豊かな自然環境を保全し、四季を通じて自然と親しむことができる遊歩道・修景池・小滝・展望台などを有する里山「絆の森」が完成し、11月23日(祝)に開設しました。ぜひお越しください。  
 また、農林課にパンフレットを設置します。

学校に行きたくても

行くことができない

こんなときは相談を

教育研究所内・教育支援センター「NEST」

(☎22)0347・(22)0285

教育支援センター「NEST」(旧適応指導教室)は、

不登校は

学校へ行こうとしても行く

ことができない不登校の小・

中学生を対象に、適応指導

および教育相談を行っています。

NESTとは、「鳥たちの

巣のように安心して落ち

着くことができる『暖かい』

場所」という意味で、子ども

たちに寄り添い、安心して

過ごせる場所づくりと、

人と人とかかわる喜びを

感じることが出来る教室づ

くりを目指し、やがてここ

を巣立つことができるよう

にという願いを込めて名付

けられました。

子どもが不登校に陥る要

因は複雑で、さまざまなものが絡み合っていることがほとんどです。

NESTでは、不登校の状態にあり、家庭のほかに自分の居場所を見いだせない子どもに対し、一人一人の心に寄り添いながら、自主活動や集団活動、キャンプ・陶芸などの体験活動を通じて、生き生きと活動することが出来る場を確保し、生きる力を培っていきます。

# 有緝小学校 新校舎が完成



有緝小学校の新校舎が完成しました。

これは、校舎の老朽化に伴い、昨年9月から建て替え工事が進められていたものです。

新しく建築された校舎は、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積51008.68㎡(1545・35坪)の建物で、総事業費は12億5355万9500円です。

新校舎は、「明るく温かい学び舎」をコンセプトとし、南北両側に教室を配置した中廊下型の形式となっていて、建物の中央部には



木の温かみを感じられる教室

木の温かみを感じられる教室

児童はこの新校舎で、10月下旬から新しい学校生活を始めました。

光庭スペースを設け、校舎内への自然採光・通風を図るとともに、床や腰板には木材を使用し、温かみが出るように配慮しています。

また、環境学習の設備として、校舎の屋上に20キロワットの太陽光発電システムを設置し、学校で使用する電気の一部を賄うとともに、雨水を一時的に貯留して花壇や校庭に散水することができるようし、自然と環境に配慮した校舎となっています。

光庭スペースを設け、校舎内への自然採光・通風を図るとともに、床や腰板には木材を使用し、温かみが出るように配慮しています。

また、環境学習の設備として、校舎の屋上に20キロワットの太陽光発電システムを設置し、学校で使用する電気の一部を賄うとともに、雨水を一時的に貯留して花壇や校庭に散水することができるようし、自然と環境に配慮した校舎となっています。



両側に教室がある廊下

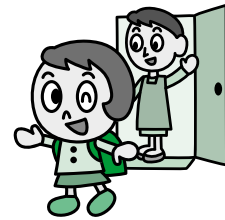


自然採光と通風を図る光庭スペース

さらに、バリアフリー対策として、校舎西側の玄関にスロープと自動ドアを、昇降口と障害児教室にスロープをそれぞれ設置し、エレベーターもバリアフリー仕様となっています。

このように、児童の学習する環境を充実したほか、地域に開かれた学校・地域防災拠点としての学校・地域のまちづくりと連携した学校など、多様化するニーズに 대응することができるような、安全・安心の学校づくりに努めました。

その中で、学校と十分に連携を取りながら、学校への復帰を目指します。



NESTは、「NEST伊勢」(八日市場町、教育研究所内)と、「NEST沼木」(上野町)との2つの教室があります。

NEST伊勢は、子どもの状況に応じて個室を使うことができ、できる限り柔軟な対応が取れるようになっています。パソコンや図書などの設備も利用することができ、

NEST沼木は、豊かな自然環境の中で、栽培活動をはじめ、さまざまな体験活動を行っています。明るく広々とした教室と運動のできるスペースがあります。

なお、2つの教室間は、専用バスが行き来しています。

子どもたちの心の悩みは、時には体調不良や気になる行動として現れます。不登校もその一つです。

学校へ「行きたい」「行かなければならない」と思っている「行くことができない」という状態は、さまざまな不安やストレスから、無意識のうちに自分を守るうとして起こります。

不登校の予兆をいち早くキャッチし、子どもが不登校になることを未然に防ぐことが大切です。

教育支援センター「NEST」では、不登校について悩んでいる小・中学生の保護者などを対象に相談活動も行っています。お気軽に相談してください。





# 12月は 大気汚染防止 推進月間



環境政策課 (☎21 5540)

## 冬の空気が

### 一番汚れているって本当？

冬は、空気が冷たくて澄んでいると思われがちですが、実は、1年で最も空気が汚れやすい季節です。

現在、市街地での大気汚染の主な原因は、自動車の排気ガスや、事業所・家庭での暖房器具の使用により排出される窒素酸化物です。

## どうすれば 空気がきれいになるの？

空気が汚れるのを抑えるためには、わたしたちの身近な生活様式を見直すことが必要です。

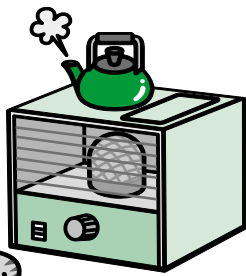
きれいな空を子どもたちに引き継ぐために、次のことから始めてください。

小さな心遣いが、大気汚染防止につながります。

### ● 暖房は控え目に

ストーブやエアコンなどの暖房器具を使うときは、部屋を暖め過ぎたり、人がいない部屋に暖房がかかっていることがないように注意してください。

部屋の温度を1度下げ、無駄をなくせば、その空気がきれいになります。



### ● アイドリング・ストップの実行を

自動車が走っていないときのエンジンのかけっぱなし(アイドリング)はなるべく控えましょう。

また、空ぶかしや急発進・急加速もやめましょう。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を減らすことができます。

### 野焼きは禁止されています

家庭ごみを、簡易な焼却炉などで焼却することはできません。

プラスチック類などを燃やすと、ダイオキシンの発生や、煙・悪臭などで近所の迷惑にもなります。

きちんと分別し、決められた場所に出してください。

なお、屋外で焼却できるものは下表のとおりですが、生活環境を第一に考え、むやみに焼却することはやめましょう。

※野焼きの悪質な違反者に対しては、法律に基づき罰則が科せられます。

## 屋外焼却の主な例外

	政令で定める廃棄物の焼却	具体的な事例
1	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	● 河川敷・道路敷の草焼き
2	震災・風水害・火災・凍霜害 <sup>とうそう</sup> その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	● 災害などの応急対策 ● 災害復旧のためのがれき類の焼却 ● 火災予防訓練 ● 農作物の凍霜害を防止するための稲わらの焼却
3	風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	● 正月のしめ縄や門松などをたく行事 ● 塔婆 <sup>とうば</sup> の供養焼却
4	農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	● 焼き畑、あぜの草や下枝の処理 ● 魚網にかかったごみの焼却
5	たき火のほか日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	● 落ち葉たき ● たき火 ● キャンプファイヤー

平成19年1月1日から  
個人情報保護のため

住民票・戸籍謄本・税証明などの  
証明書交付時に

本人確認を  
行います

戸籍住民課 (☎215547)  
課税課税務係 (☎215530)



本人確認の方法

次のいずれかの証明書を  
提示してください。

住民票などの証明書の不正な手段による請求を未然に防ぎ、個人情報保護するため、交付時に、窓口に来た人の本人確認を行います。

● 運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど、  
官公署から発行された顔写真付きの証明書

● 健康保険証・年金手帳など、官公署から発行された証明書

● 社員証や学生証など、民間から発行された顔写真付きの証明書

● 印鑑登録証明書  
● 市税関係の証明書 (所得証明書や評価証明書など)



伊勢市美術展覧会の  
入賞作品

文化振興課 (☎215623)

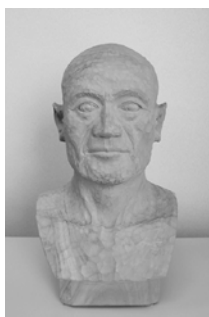
10月24日(火)〜29日(日)、観光文化会館で「伊勢市美術展覧会」が開催されました。  
なお、上位3賞の入賞作品は次のとおりです。

伊勢市美術展覧会の入賞作品 (上位3賞)

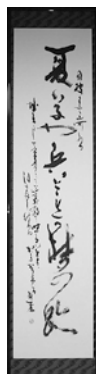
(敬称略)

部門	分野	賞名	作品名	氏名	住所
平面	日本画	市長賞	WATARI (アサギマダラ)	山路弘子	鳥羽市屋内町
		市議会議長賞	トドワラ黎明	鳥羽瑛子	大湊町
		教育委員会賞	緑陰	藤原早子	八日市場町
	洋画	市長賞	タイム・リミットブルー・色香・	堀口昌之	二見町茶屋
		市議会議長賞	歴史の断片	世古明	一之木1丁目
		教育委員会賞	冬の午後	増田典彦	藤里町
	写真	市長賞	ゆく春	大屋秀敏	志摩市阿児町鶴方
		市議会議長賞	虹の糸	岩尾勇	御園町高向
		教育委員会賞	裸婦像	中村一男	二俣1丁目
	書	市長賞	奥の細道より	高尾由美	松阪市大石町
		市議会議長賞	万葉集のうた	河中二枝	度会郡玉城町田丸
		教育委員会賞	水仙	太田菊子	志摩市志摩町越賀
立体	彫塑・立体造形	市長賞	自画像	中村勝己	度会郡玉城町蚊野
		市議会議長賞	旅人	岸川行輝	桜木町
		教育委員会賞	放つ瞬間	木下達	常磐1丁目
	美術工芸	市長賞	鉄結晶釉大鉢	小出甚吉	中村町
		市議会議長賞	湊谷	岩崎雅子	上地町
		教育委員会賞	漆塗文庫	下野武久	岩湫1丁目

美術工芸「鉄結晶釉大鉢」

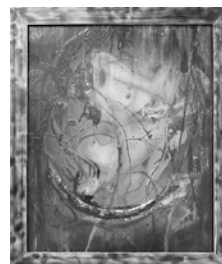
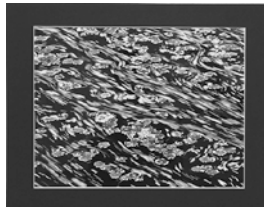


彫塑・立体造形「自画像」



書「奥の細道より」

写真「ゆく春」



洋画「タイム・リミットブルー・色香・」

日本画「WATARI (アサギマダラ)」





第4回

みんなで盛り上げよう!!

# 伊勢志摩キャンペーン

観光政策課 (☎②15565)

キャンペーン期間 10月1日(日)~平成19年3月31日(土)

問い合わせ先: 伊勢志摩観光コンベンション機構内・伊勢志摩キャンペーン実行委員会事務局 (☎④0800)

## 伊勢えび (三重ブランド認定品)

言わずと知れた伊勢志摩地方の食の代表「伊勢えび」。県内では、漁期が10月1日(鳥羽の離島地域は9月15日)~翌年4月30日と決められています。

伊勢えびは夜行性であるため、夕暮れに刺し網を仕掛け、早朝に網揚げをします。

鳥羽・志摩では、海女小屋で海女さんが火場(いろり)で焼いた熱々の伊勢えびを味わうこともできます。

問い合わせ先 鳥羽市観光協会 (☎0599・25・3019)、志摩市観光協会 (☎0599・46・0570)



伊勢えび

## 的矢かき(三重ブランド認定品)・浦村かき

「今が旬!」と言えば、「かき」は外せません。

海のミルクと呼ばれる「かき」は、豊かな海で育つため、ほとんどすべての栄養素をバランス良く含みます。

必須アミノ酸をすべて含有し、糖質のグリコーゲンが豊富で、ミネラルやビタミンも多く含んでいます。

問い合わせ先 的矢かき・志摩市観光協会 (☎0599・46・0570)、浦村かき・鳥羽市観光協会 (☎0599・25・3019)



かき

## ひじき (三重ブランド認定品)

伊勢の隠れた名産品である「伊勢志摩産ひじき」をご存知ですか。

三重県は、ひじきの名産地で、国内で収穫されているひじきの約20%が、ここ三重県で収穫されています。

伊勢志摩産ひじきの特長は、長く・太く・風味が良いと言われており、ほかの産地で出荷されるものより高値で取り引きされるなど、高い評価を得ています。

特に、北浜地区周辺は、江戸時代中期に加工が始まったと言われ、当時から、ひじきを加工するのに必要な、真水・水はけの良い土地・広い干し場・風があり、さらに雨が少ないことなどから、本格的に生産が行われるようになりました。

問い合わせ先 三重県ひじき協同組合 (☎②4588)



ひじき



※伊勢志摩キャンペーンでは、「食」のほかにも、見どころが満載のガイドブックを作成し、近鉄主要駅、伊勢市・鳥羽市・志摩市の各観光案内所、観光政策課で無料配布しています。

このガイドブックは、知人に伊勢志摩を紹介するために、また地元の人にも使えるお得な情報が入っているので、ぜひご利用ください。また、情報満載のホームページ(<http://www.umashi-kuni.jp/>)もぜひご覧ください。



キャンペーンのキャッチフレーズは「美しい国、まいるう。」です。そして、伊勢志摩といえば、やはりおいしい「食」ですね! というわけで、今回は、県知事が認定する「三重ブランド」に登録されている伊勢志摩の食材などを紹介します。

ぜひ伊勢志摩の食材を地元で味わってみませんか。



# 人権シリーズ (No.11) 一人ひとりが 輝くために



人権政策課  
(☎215546)

育てよう

一人一人の人権意識

〜12月4日(月)〜10日(日)は

人権週間

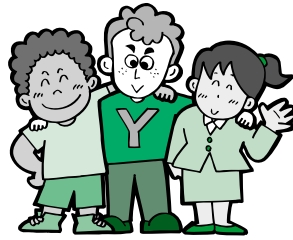
1948(昭和23)年12月10日、国連総会は「世界人権宣言」を採択し、その2年後には、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに記念行事の開催などを呼び掛けました。

わが国では、1949(昭和24)年から、毎年12月4日〜10日を「人権週間」と定めています。

今年(58回目)の人権週間で、「育てよう一人一人の

人権意識」などを訴える行事や催しが全国各地で行われます。

市は毎年、人権週間にちなんで、人権講演会・人権尊重啓発ポスター展などの行事や、市民の皆さんに、人権尊重のまちづくりを呼び掛ける街頭啓発活動を行っています。



わたしたちの身の回りに、さまざまな人権問題があります。そのどれもが、わたしたちと無関係ではありません。

社会の一員として、お互いの人権を尊重し合い、差別のない、明るく住みよい社会を実現するために、どうすればよいか、人権週間をきっかけに考えてみませんか。

## 人権講演会

とき 12月10日(日)、午後2時30分〜4時20分

ところ 生涯学習センター いせトピア

内容 講演「情報の正しい選び方〜人権を侵害しないために〜」辛坊治郎さん(読売テレビ解説委員)

## 人権尊重啓発ポスター展

とき ①12月10日(日)・正午〜午後5時、②12月12日(火)〜21日(木)

ところ ①生涯学習センター いせトピア、②伊勢図書館 ※②の時間は、伊勢図書館の開館時間中です。ただし、初日は午後1時から、最終日は正午までです。

※人権講演会と併せて、秀作の表彰式を行います。

## 街頭啓発活動

とき 12月8日(金)、午前11時〜11時45分

ところ イオンラパーク ショッピングセンター、ジヤスコ伊勢店、ぎゅーとらハイジー店・二見店・小俣店、伊勢みそのショッピングセンター

# 工芸指導所が移転します

工芸指導所 (☎284397)

工芸指導所(一之木5丁目)は、松尾川の河川改修のため移転します。

移転日 移転前の指導所は12月28日(木)まで、移転後の指導所は平成19年1月4日(木)から

移転先 伊勢広域環境組合クリーンセンター内(植山町245番地1、☎381160、FAX☎0150)

※木工機械の使用開放や、作業環境測定など一部の受託試験はできなくなりま



# 伊勢市の税金つて？



課税課市民税係  
(☎215534)

市・県民税  
パート・アルバイト 編

**Q.** 夫はサラリーマンで、わたしは平成18年からパートに出ています。わたしたち夫婦の税金にどのようなかわってくるのでしょうか。

なお、わたしの年間のパート収入金額は102万円、夫の年間の給与収入金額は500万円です。

**A.** あなたのパート収入に税金がかかるかどうか、また、夫の税金を計算するときの配偶者控除や配偶者特別控除の適用関係については、次のとおりです。

収入や所得に対する税金には、所得税と市・県民税がありますが、ここでは市・県民税を中心に説明します。



**税金は？**

市・県民税は、パート収入金額が93万円を超える場合に課税されます。(表1参照)

このことから、今回の場合、市・県民税は課税されません。

なお、市・県民税は、所得があつた年の翌年に課税されるため、この場合、平成19年度に課税されます。

表1 市・県民税と所得税の課税基準

パート・アルバイト収入金額	市・県民税		所得税
	所得割	均等割	
93万円以下	かからない	かからない	かからない
93万円を超え100万円以下	かかる	かかる (年額4,000円)	
100万円を超え103万円以下			かかる
103万円超え			

**配偶者控除は？**

配偶者のパート収入金額が103万円(所得金額で38万円)以下である場合、配偶者控除の対象となります。(表2参照)

このことから、今回の場合、夫の税金を計算するとき、配偶者控除を受けることができます。

**配偶者特別控除は？**

配偶者のパート収入金額が103万円を超え141万円未満の場合、配偶者特別控除の対象となります。(表2参照)  
なお、配偶者特別控除は、合計所得金額が、1000万円(給与収入金額で1231万円)以下の納税者に適用されます。  
このことから、今回の場合、夫の税金を計算するとき、配偶者特別控除を受けることはできません。

表2 配偶者控除額・配偶者特別控除額

配偶者のパート・アルバイト収入金額	配偶者控除額		配偶者特別控除額	
	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税
103万円以下	38万円	33万円	-	
103万円を超え105万円未満	-	-	38万円	33万円
105万円以上110万円未満	-	-	36万円	
110万円以上115万円未満	-	-	31万円	31万円
115万円以上120万円未満	-	-	26万円	26万円
120万円以上125万円未満	-	-	21万円	21万円
125万円以上130万円未満	-	-	16万円	16万円
130万円以上135万円未満	-	-	11万円	11万円
135万円以上140万円未満	-	-	6万円	6万円
140万円以上141万円未満	-	-	3万円	3万円
141万円以上	-	-	-	

平成19年4月から

# ガラス類・陶磁器類の 分別回収が始まります!!



陶磁器類の一例



ガラス類の一例

みんなであつくる  
きれいなまち・伊勢

資源循環課 (☎215543)



これまで、ガラス食器・化粧品のみん・板ガラスなどの「ガラス類」や、茶わん・湯飲み・花びん・土鍋などの「陶磁器類」は、清掃工場に持ち込まれ、破砕処理された後、民間業者で埋め立て処理を行っていました。

しかし、限られた資源を有効利用し、埋め立てごみの減量・資源化、ごみ処理経費の削減などを図るため、平成19年4月から、ガラス類・陶磁器類を資源物として分別回収します。

回収場所など詳しくは、今後、「広報いせ」などでお知らせしますので、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

**資源びんの中に  
異物が混ざっています**

資源びんと一緒に、たばこや乾電池などの異物が混入していることがあります。異物が混入していると、再度、作業員が手作業で分別することになり、二重の手間が掛かります。

ごみリサイクルカレンダーなどで確認し、間違いがないように分別してください。



**資源物を持ち去らないで**

資源回収ステーションに出されている資源物(新聞・雑誌類・段ボールなど)を、市が回収する前に持ち去る行為が多発しています。

資源物は、市民の皆さんが協力し、分別して市の回収に出しているものです。

で、持ち去らないでください。



**ごみは  
決められた場所・時間に!**

ごみは、回収日当日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。遅く出すと、作業の妨げになるなど、危険が伴います。また、回収できないことがあります。

ご理解・ご協力をお願いします。







## ● さつまいも収穫体験会

10月14日、御園町王中島地内の畑で、御園小学校PTAの主催で「さつまいも収穫体験会」が開催されました。

参加した御園小児童と保護者約100人は、今年6月に自分たちで植えたさつまいも約500個を収穫しました。

収穫したさつまいもは、その場で水洗いし、焼きいもにしておいしく食べました。



## ● 二見浦・浦うら談義

11月3日、NPO法人二見浦・寶日館の会が、まちづくり活動の一環として、「二見浦・浦うら談義」を寶日館で開催しました。

基調講演として、長野県の地元情報誌編集者による「タウン誌を通したまちづくり」が行われました。

その後、県内有識者などにより、伊勢志摩地域における「観光まちづくりの目指すもの」をテーマにしたパネルディスカッションが行われました。

参加者らは、地域住民が主人公になり、地域の良さを知り、広めることで、人づくり・まちづくりにつながることなどの議論に熱心に聞き入っていました。



## ● 伊勢ヨイ夜ナ

10月27日～29日の3日間、五十鈴川河畔・内宮前おはら一町一帯で、灯り行事「伊勢ヨイ夜ナ」が開催されました。

期間中（雨天の28日を除く）は、毎日約5,000個のろうそくが点灯され、あたたかい灯りが訪れた人たちを彩りました。

# まちの話題

## ● 御園ラブリバーふれあい祭り

10月28日、宮川ラブリバー公園（御園町）で、「御園ラブリバーふれあい祭り」が開催されました。

この日は、御園地区奉曳団による子ども木遣りの披露や御園ソーランコンテストなどのステージイベント、ポニーの乗馬、木工いすなどを作る夢の創作展など、さまざまな催しが行われました。

また夜には、勇壮な手筒花火が披露され、たくさんの人でにぎわいました。



御園ソーランコンテスト



手筒花火



# 図書館だより

**伊勢図書館** ☎ 21-0077 FAX21-0078

## ■利用案内

開館時間 火曜日～金曜日…午前9時～午後7時  
土曜日・日曜日・祝日…午前9時～午後5時

(12月)

日	月	火	水	木	金	土
					▲1	■2
●3	●4	▲5	▲6	▲7	▲8	■9
▲10	■11	▲12	▲13	▲14	▲15	■16
●17	●18	▲19	▲20	▲21	▲22	■23
24/31	●25	▲26	▲27	▲28	▲29	●30

●…休館日 ■…おはなし会 ▲…午後7時まで開館 ★…ヒテオの日

## ■おはなし会

とき 毎週土曜日(30日を除く)、午後2時30分～  
ところ 1階・児童書コーナー

## ■ビデオの日

とき 12月10日(日)、午後1時30分～  
ところ 2階・視聴覚室  
内容 「クリスマスキャロル」

## ■図書館工作

とき 12月17日(日)、午後2時～3時  
ところ 2階・視聴覚室  
対象 小学生以下(ただし、就学前の子どもは保護者同伴)  
内容 仕掛けのあるカード作り  
定員 20人(先着順)  
申し込み 12月2日(土)から、来館・電話・ファクスのいずれかで同館へ

## ■クリスマスおはなし会

とき 12月24日(日)、午後2時30分～  
ところ 2階・視聴覚室  
内容 クリスマスにちなんだ絵本の読み聞かせなど  
定員 50人(先着順)

## ■新刊案内

### <一般書>

- 古文書の読み解き方
- エコ電気自動車のしくみと製作
- 和のフィンガーフード
- プチメゾンのちいさな暮らし
- 平安貴族のシルクロード

### <児童書>

- フラニーとメラニー もりのスープやさん
- Q&A 季節の食育
- 宇宙飛行士大図鑑 君もなれるかな?
- おばけのジョージー ともだちをたすける
- おんどりとえんどうまめ ロシアの昔話より

**小俣図書館** ☎ 29-3900 FAX29-3902

## ■利用案内

開館時間 午前9時～午後7時

(12月)

日	月	火	水	木	金	土
					●1	2
●3	4	●5	6	7	8	■9
●10	11	●12	13	■14	15	▲16
■17	18	●19	20	21	22	■23
24/31	25	●26	27	28	●29	●30

●…休館日 ■…おはなし会 ★…上映会

## ■おはなし会

- たんぼぼおはなし会 12月9日(土)、午後3時～
  - 赤ちゃんおはなし会 12月14日(木)、午前11時～
  - ピッポの会・紙芝居 12月17日(日)、午前10時30分～
  - 図書館おはなし会 12月23日(祝)、午後3時～
- ※場所は、1階・おはなしのへやです。

## ■上映会

とき ①12月16日(土)・②12月24日(日)、午後2時～  
ところ 2階・視聴覚室  
内容 ①「ナージャの村」(第8回文化庁優秀映画作品賞・ハワイ国際映画祭ドキュメンタリー部門グランプリ)、②「ハローキティ夢のお城の王子さま」

## ■パソコン教室

初心者コースから、ワード・エクセルの基礎・応用コースまで開講します。  
※開催日程・申し込みなどについては、同館へ問い合わせてください。

## ■新刊案内

### <一般書>

- わたしの夢は、大空の色。車椅子の女性パイロット
- 小さい母さんと呼ばれて チベット、私の故郷
- ハウレンソウ〈報告・連絡・相談〉の習慣が面白いほど身につく本 上司と部下の連携プレーをスムーズにするポイント 35
- わかりやすい年金 見る・読む・知る
- 食農保育 たべる たがやす そだてる はぐくむ
- 黄昏のアントワープ

### <児童書>

- ふしぎな森の転校生
- みかえり橋をわたる
- もうすこしまってくれたら…
- おおきなやかたのものがたり



# 保健センターだより

健康課

小俣保健センター

二見総合支所福祉健康課

御菌総合支所福祉健康課

☎272435、FAX210683

☎227870、FAX259844

☎421113、FAX43754

☎220235、FAX282404

申し込み・問い合わせ

平日・午前8時30分～午後5時

（参加費などの記載のないものは無料）



## 乳がん検診

とき 12月18日(月)、①午前10時～11時・②午後1時～2時30分

ところ 中央保健センター

対象 市内在住の人

検診内容 マンモグラフィ

(乳房のX線撮影)

定員 ①40人、②50人(いずれも先着順)

料金 1100円(当日持参、70歳以上は無料)

持ち物 バスタオル

申し込み 12月1日(金)から

電話またはFAXで健康課へ

※妊娠中または妊娠の可能性がある人は、受診を避けてください。

## 子宮がん検診

とき 12月18日(月)、午後1時～2時30分

ところ 中央保健センター

対象 市内在住の人

検診内容 医師による頸部

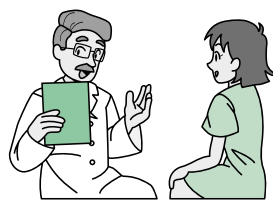
定員 70人(先着順)

料金 800円(当日持参、70歳以上は無料)

申し込み 12月1日(金)から

電話またはFAXで健康課へ

電話またはFAXで健康課へ



## 離乳食教室

とき 12月26日(火)、午前10時30分～正午

ところ 中央保健センター

対象 市内在住の乳児(生

後6カ月まで)の保護者

内容 離乳食のお話と試食

定員 40人(先着順)

申し込み 12月1日(金)から

電話またはFAXで健康課へ

## 幼児食教室

とき 12月14日(木)、午前10時～午後1時

ところ 二見公民館

対象 市内在住の1・2歳

児の保護者

内容 1・2歳児の食生活を

中心とした生活リズムの

つくり方などのお話、調理

実習

定員 20人(先着順)

持ち物 エプロン、三角巾、

タオル、ごはん(おにぎり

など)

申し込み 12月1日(金)から

電話またはFAXで健康課へ

## ヘルスマイト料理講習会

とき・ところ 左表のとおり

対象 市内在住の人

テーマ おせち料理

定員 各30人(先着順)

参加費 800円(当日持参)

持ち物 エプロン、三角巾、

米1/2カップ

申し込み 12月1日(金)から

電話またはFAXで健康課へ

## ヘルスマイト料理講習会

とき	ところ
12月12日(火)	小俣保健センター
12月16日(土)	光の街コミュニティセンター
12月22日(金)	9:30～13:00 ハートプラザみその
12月23日(祝)	
12月27日(水)	福祉健康センター

## 麻しん・風しんの予防接種

	予防接種名	対象年齢	対象者
第1期	MR(麻しん・風しん混合)	1歳～2歳未満	麻しん・風しんの単抗原ワクチンをいずれも未接種で、未罹患の子ども
	麻しん		風しん単抗原ワクチンを接種済み、または風しんの罹患が明らかな子ども
	風しん		麻しん単抗原ワクチンを接種済み、または麻しんの罹患が明らかな子ども
第2期	MR(麻しん・風しん混合)	5歳～7歳未満で 小学校就学前の 1年間	麻しん・風しんの単抗原ワクチンを接種済み、または未接種の子ども
	麻しん(※)		風しんの罹患が明らかな子ども
	風しん(※)		麻しんの罹患が明らかな子ども

麻しん・風しんの予防接種は済みましたか

左表の対象者は、予防接種を受けることをお勧めします。

※該当する人は、健康課へ問い合わせてください。



**休日・夜間応急診療所**  
(福祉健康センター内)

この診療所では、地域の医師などが連携し、交代で出務することにより、診療体制が確保されています。

急病になったとき、また救急車を呼ぶほどではないけれど、すぐに治療を受けたいときにご利用ください。

なお、応急診療所のため、症状などによっては、2次病院などを紹介する場合があります。ありますので、ご了承ください。

また、下表の時間以外に診療を受けたい人や重症の人は、救急医療情報センター(☎281199、24時間受け付け)へ問い合わせてください。

**受診するときは**

- 保険証と医療受給者証(持っている人)を持参する
- 症状や服用している薬などを分かりやすく伝える
- 子どもが受診するときは、予備の着・タオルなどを持参する

**休日・夜間応急診療所**

診療日	診療時間	診療科目	当番医師
月曜日～土曜日	夜間 19:30～22:00	内科 小児科	内科医師 小児科医師
日曜日・祝日 1/1～1/3	昼間 10:00～12:00 13:00～17:00	内科 小児科	内科医師 小児科医師
		歯科	歯科医師
	夜間 19:30～22:00	内科 小児科	内科医師 小児科医師

問い合わせ：内科・小児科(☎258795)、歯科(☎270829)

**高齢者インフルエンザ予防接種の実施医療機関を追加**

**◆新規医療機関**

西山クリニック(一之木2丁目、☎212480)

**12月の主な相談など**

**■各会場で行うもの**

〈問い合わせは、各会場(中央保健センターは健康課、二見老人福祉センターは二見総合支所福祉健康課、ハートプラザみそのは御菌総合支所福祉健康課)へ〉

内容	月日	時間	ところ	対象
子育て相談	12月5日(火)	9:30～11:00	二見老人福祉センター	市内在住の人
		13:30～15:00		
	12月12日(火)	9:00～11:00	中央保健センター	
	12月19日(火)	9:30～11:00	ハートプラザみその	
		13:30～15:00		
	12月26日(火)	13:00～15:00	中央保健センター	
12月27日(水)	9:30～11:00	小俣保健センター		
成人健康相談	12月6日(水)	9:30～11:00	小俣保健センター	市内在住の人
	12月7日(木)	13:00～15:00	中央保健センター	
	12月12日(火)	13:30～14:30	ハートプラザみその	
	12月21日(木)	13:00～15:00	中央保健センター	
成人栄養相談(要予約)	12月7日(木)	13:00～15:00	中央保健センター	市内在住の人

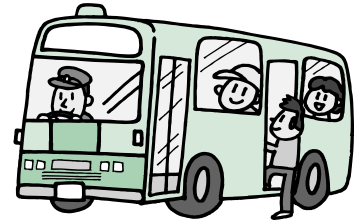
**■そのほか**

内容	とき	ところ
HIV検査(エイズ検査)	毎週火曜日(8:45～11:00) 第2火曜日(12月12日、17:30～19:00)	伊勢保健福祉事務所 (☎275148)



## 募集

### コミュニティバスの名称を募集



まちづくり推進課 (☎215593)

市は、平成19年4月1日から、コミュニティバスの試行運行を予定しています。

コミュニティバスとは、民間の路線バスなどに対応できない交通需要に因應するために運行するバスです。

公共交通の不便な地域を中心に9ルートが設定されており、運行後は、市内のほとんどの地域で公共交通機関が利用できることとなります。

そこで、このコミュニティバスが、市民の皆さんに親しまれ、多くの人に利用されるような愛称を募集します。

**運行予定ルート** ①辻久留・藤里、②鹿海・朝熊、③栗野、④二見、

⑤明野、⑥小俣元町、⑦湯田・新村、⑧御園、⑨小木・田尻

**応募資格** 市内に在住または通勤・通学している人

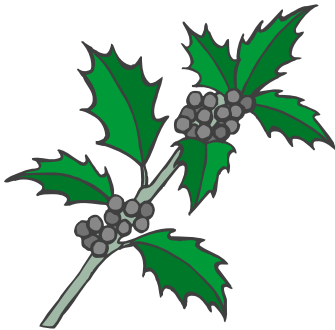
**応募方法** 平成19年1月15日(当)日消印有効)までに、次の必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかで、同課(〒516-18601岩淵1丁目7-29、FAX 215522、アドレス matsui@city.ise.ise.jp)へ

**必要事項** 愛称名、愛称の理由、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、市内に通勤または通学している人は、その事業所または学校の名称・所在地・電話番号など

**選定方法** 審査のうえ、市長が決定

※決定した愛称の考案者には、記念品を贈呈します。(該当者多数の場合は抽選)

※愛称の所有および使用に関する法的権利は、すべて市に帰属します。



## 講習

〈受講料などの記載のないものは無料〉



### 救命講習会

消防本部消防課 (☎21216)

**とき・ところ・内容・定員** 下表のとおり

**申し込み** 受講申し込み書に必要事項を記入し、開催日の2カ月前から7日前までに同課へ

※受講申し込み書は、同課、西・小俣の各分署、北・二見・玉城・度会の各出張所にあります。

※受講に当たっては、次の事項に留意してください。

- 動きやすい服装で受講する(スカートは不可)
  - 10分前に集合する
  - 筆記用具を持参する
- ※いずれの講習も、修了証を交付します。ただし、遅刻または早退した場合、修了証は交付しません。

### 救命講習会

講習	とき	ところ	内容	定員
① 普通救命講習Ⅰ	毎月9日 13:30～16:30	ハートプラザ みその・2階	心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)について理解し正しく使うことができるように学びます	50人 (先着順)
② 普通救命講習Ⅱ	3月・6月・9月・ 12月の各20日 13:00～17:00	消防本部・ 2階会議室	①の内容に加え、AEDに関する知識の確認(簡単なテスト)と実技の評価を行います	20人 (先着順)
③ 上級救命講習	5月・11月の各15日 9:00～18:00		①②の内容に加え、傷病者管理法・外傷の手当て要領・搬送法を学びます	

※②については、AEDを使用する機会が比較的多い人を想定した講習です。

催し物

〈参加費などの記載のないものは無料〉

平成19年1月7日(日)  
 新成人のつどい

生涯学習・スポーツ課 (☎②5584)  
 教育委員会事務局二見分室  
 (☎④1116)  
 教育委員会事務局小俣分室  
 (☎②7869)  
 教育委員会事務局御園分室  
 (☎②0258)

とき 平成19年1月7日(日)、午前10時30分～(受け付けは午前9時45分～)

ところ 県営サンアリーナ  
 対象 昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれで市内在住の人  
 ※帰省中の人も参加できます。  
 持ち物 案内はがき(12月中旬に送付します)

※会場までの道路は混雑することが予想されるため、十分注意して



ください。なお、臨時バスなどの運行はありませんのでご了承ください。

二見ふれ愛マラソン



教育委員会事務局二見分室 (☎④1116)

とき 平成19年1月28日(日)、午前9時～(荒天の場合は2月4日(日)に延期)

ところ 二見町の海岸沿い  
 参加資格 市内の小・中学生  
 コース

- ①小学1・2年生…1 km
- ②小学3・4年生…1.5 km
- ③小学5・6年生…2 km
- ④中学生…4 km

※表彰は、各コースとも男女別に行います。

定員 ①②③40人程度・④130人程度(いずれも先着順)

申し込み 市内の小・中学校に配布する申し込み用紙に、必要事項を記入し、同分室へ



平家の里ふれあい事業

炭焼き体験

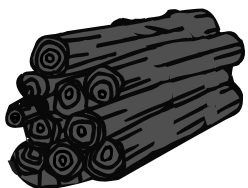
観光政策課内・平家の里ふれあい事業推進実行委員会 (☎②5566)

とき 12月16日(土)、午前9時30分～午後3時

ところ 農林漁業体験実習館(矢持町)

内容 炭焼き体験、釜飯・しし鍋料理の振る舞い  
 ※炭2kgと木搾液もくさく2ℓを持ち帰ることができません。

定員 30人(先着順)  
 参加費 1500円(当日持参)  
 申し込み 11月22日(水)～12月14日(木)に、電話で同委員会へ



平家の里ふれあい事業  
 竜ヶ峠ウォーク

観光政策課内・平家の里ふれあい事業推進実行委員会 (☎②5566)

とき 12月9日(土)、午前9時30分～午後2時

集合場所 農林漁業体験実習館(矢持町)

内容 農林漁業体験実習館ひらたけ久昌寺ひらたけ竜ヶ峠～農林漁業体験実習館(往復約6.8km)

定員 50人(先着順)  
 持ち物 昼食、飲み物

参加費 300円(当日持参)  
 申し込み 12月7日(木)までに、電話で同委員会へ



明るい選挙  
 啓発ポスター展示会

選挙管理委員会 (☎②5635)

とき 12月7日(木)～13日(水)

ところ イオンラパークショッピングセンター・1階専門店正面前出入口側エスカレーター横

内容 市の審査会で選定された入賞作品47点の展示



小津安二郎記念

## 伊勢映画フェスティバル

観光政策課 (☎②5566)

とき 12月16日(土)、午前10時〜午後4時20分

ところ 生涯学習センターいせトピア・多目的ホール  
定員 300人(先着順)

※ただし、空席がある場合は当日参加も可。

申し込み 電話・ファクス・Eメールで同課 (FAX②5522、アドレス [kanako@city.ise.nie.jp](mailto:kanako@city.ise.nie.jp))

## 短篇ビデオコンテスト

(伊勢キネマ倶楽部)

時間 午前10時〜正午

内容 審査委員長の伊勢真一映画監督を招き、第62回神宮式年遷宮「お木曳行事」をテーマに募集したビデオ作品の入賞発表・表彰・上映を行います

## 竹内浩三 生誕85周年記念シンポジウム

(竹内浩三シンポジウム委員会)

時間 午後1時〜4時20分(開場は午後0時30分)

内容 竹内浩三に関係する人を招

き、講演会やパネルディスカッション、詩の朗読などを行い、竹内浩三の隠れた魅力に迫ります



竹内浩三

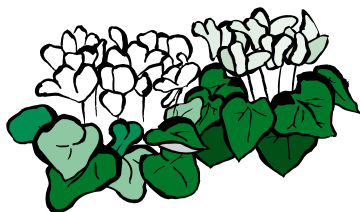
## 成年後見制度講演会

児童長寿課 (☎②5559)

とき 12月9日(土)、午後1時30分〜3時

ところ 福祉健康センター・2階 娯楽室

内容 講演「成年後見制度を考える〜高齢者・障害者の権利を守るために〜」熊田均さん(愛知県弁護士会、高齢者・障害者総合支援センター運営特別委員会委員長)



## 個人情報保護法の 一般向け説明会・事業者向け講演会を開催

三重県生活部情報公開室  
(☎059・224・2071)

県は、内閣府などと共催で、次のとおり一般向け説明会・事業者向け講演会を開催します。

とき 12月19日(火)、①一般向け説明会・午前10時30分〜午後0時30分・②事業者向け講演会・午後2時〜4時

ところ 三重県総合文化センター内・男女共同参画センター「フレonteみえ」・多目的ホール(津市一身田上津部田1234番地)

申し込み 12月13日(水)までに、所定の申し込み票(市総務課・各総合支所地域振興課にあります)に必要事項を記入し、直接または郵送・ファクス・Eメールで、県情報公開室(〒514-0004津市栄町1丁目954番地、FAX059・224・3039、アドレス [seijoho@pref.nie.jp](mailto:seijoho@pref.nie.jp))へ  
※所定の申し込み票は、県のホームページ(<http://www.pref.nie.jp/KOUKA/index.htm>)からダウンロードできます。

## お知らせ

12月3日(月)〜9日(土)は

## 障害者週間

障害福祉課 (☎②5558)

毎年12月3日〜9日は、障害者週間です。

この週間は、誰もが地域で暮らせることを目指し、障害者についての理解を深めるとともに、障害者の積極的な社会参加を促進するため、さまざまな運動が行われます。

## 障害のある人の作品展示

とき 12月4日(月)〜8日(金)

ところ イオンラパークシヨックピングセンター・1階

## 障害者施設自主製品の配布

とき 12月9日(土)、午前11時〜正午

ところ イオンラパークシヨックピングセンター、ジャスコ「伊勢店」、ユーストア上地店、伊勢みそのシヨックピングセンター、生鮮市場ベリー小俣店、プライスカット伊勢二見店



## 建物を取り壊したら 忘れずご連絡を

課税課固定資産税係

(☎) 55332・(☎) 55333  
二見総合支所税務課 (☎) 1145  
小俣総合支所税務課 (☎) 7860  
御園総合支所税務課 (☎) 0235

1月1日現在、土地・家屋を所有している人に対して、固定資産税が課税されます。

建物を取り壊した人、売買などによる未登記家屋の名義変更をしていない人は、年内に届け出をしてください。

詳しい手続き方法などについては、課税課固定資産税係または各総合支所税務課へ問い合わせてください。



## NTT用地が使用できます

まちづくり推進課 (☎) 5511

所在地 一志町 (外宮北御門前NTT用地、下図参照)

面積 約3500㎡

対象 市が主催・共催・後援する行事  
使用料 無料

申請方法 申請書 (同課にあります) に必要事項を記入し、同課へ



## 年末の交通安全県民運動

まちづくり推進課 (☎) 5593

期間 12月11日(月)～20日(水)

### 運動の重点

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

市内では「重大な交通事故」が昨年よりも増加し、高齢者や子どもが巻き込まれる交通事故も多く発生しています。

また、犯罪である「飲酒運転」が根絶されず、悲惨な交通事故が発生しています。

交通ルールの基本を守り、「自分だけは大丈夫」と過信せずに、自動車などの安全運転を心掛け、交通事故防止に努めましょう。



## 宝くじ助成で コミュニティの活性化

市民参画交流課 (☎) 5549

(財)自治総合センターから、平成18年度宝くじ普及広報事業の助成を受け、次のとおりコミュニティの活性化を行いました。

今後、地域のコミュニティの醸成に努めていきます。

大倉うぐいす台自治会 放送設備整備

曾祢町連合町会 大鼓購入



大倉うぐいす台自治会



曾祢町連合町会

## 家庭裁判所の 補導委託制度

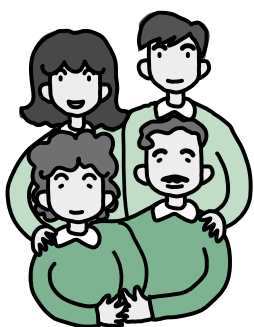
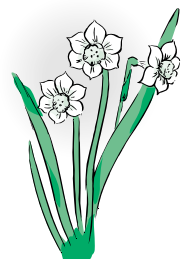
津家庭裁判所

(☎) 津 059・226・4171

補導委託制度とは、家庭裁判所が非行をした少年の最終的な処分を決める前に、民間ボランティアの人に少年をしばらくの間預け、仕事や通学をさせながら、生活指導をもらう制度です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な補導委託先に少年を預けることができるよう、委託先になっていた多くの人を求めています。

問い合わせ先 同所または最高裁判所事務総局家庭局第二課少年調査係 (☎) 東京 03・3264・8111)へ



# ケーブルテレビ番組案内

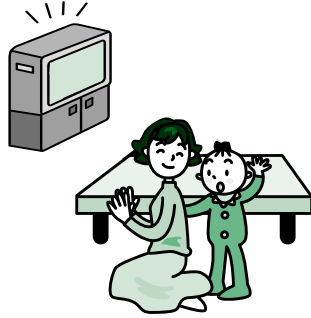
## 伊勢市テレビ広報

### 「みて・きて伊勢」

アナログ 10 チャンネル

#### ■特集(12月)

下水道をご利用いただくための工事などの進め方



#### ■お知らせ

11 / 27 ~ 12 / 3

- 人権週間
- 12 / 4 ~ 10
- このごみ、何ごみ?
- 介護予防～認知症予防教室の紹介～
- 12 / 11 ~ 17
- 育児サークル
- 12 / 18 ~ 24
- 初参り観光交通対策
- 水道防寒対策
- 12 / 25 ~ 31
- 初参り観光交通対策
- 休日・夜間応急診療所

#### ■市民活動ニュース「おこないパーティ」

※アナログ 10 チャンネルでは、午前6時・9時、正午、午後3時・6時・9時から放送を行っています。  
また、市議会 12月定例会本会議を、会議があった日の翌日の午後2時と午後7時から放送します。

#### アナログ 21 チャンネル

御園地区のみの放送で、アナログ 10 チャンネルと同じ「特集」「お知らせ」などの行政情報・お天気情報・防災情報をお伝えします。

## コミュニティチャンネル

アナログ 8 チャンネル・デジタル 701 チャンネル

- ニュース ※毎日午後7時更新
  - リポート(企画番組) ※毎週日曜日午後7時以降更新
  - ミニコーナー(情報番組) ※随時更新
- ※アナログ 8 チャンネル・デジタル 701 チャンネルでは、午前6時～翌日午前2時の毎時0分から、繰り返し放送を行っています。  
また日曜日は、その週に放送されたニュース・リポートをまとめて放送します。

※放送時間や内容が変更することがあります。ご了承ください。  
秘書広報課(☎②5515)

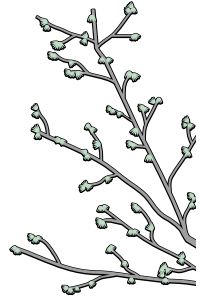
農業委員会事務局(☎②5638)

選挙管理委員会(☎②5635)

農業委員会委員を選挙するための選挙人名簿を、毎年1月1日現在で調製します。  
名簿に登載するためには、申請が必要です。

申請書提出先

### 農業委員会委員 選挙人名簿への登載申請を



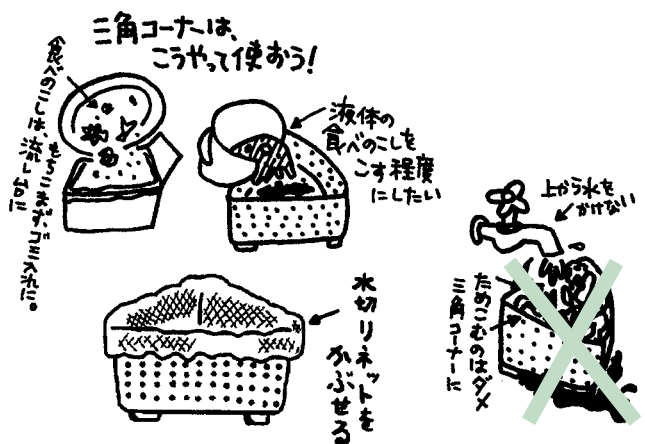
## ■勢田川水質調査結果

(10月10日 西日本技術コンサルタント 分析)

	測定地点	勢田川			
		姫之橋	北新橋	勢田大橋	一色大橋
BOD (mg/ℓ)	H18年 10月結果	1.8	4.5	2.6	0.8
	H17年 10月結果	1.6	2.8	2.3	1.9
	H17年度 平均	3.5	7.5	3.8	2.0
環境基準		5mg/ℓ以下(勢田大橋)			

## ■家庭でできる生活排水対策

### 三角コーナー・ストレーナー



三角コーナーやストレーナーには、水切りネットをかけて使いましょう。また、小まめにゴミを取り除きましょう。

環境政策課(☎②5542)



# 市役所の年末年始 業務のご案内

市役所は12月29日(金)から1月3日(水)まで、年末年始の休みで閉庁になります。

日常生活にかかわる業務については次のとおりですので、ご確認のうえ、ご利用ください。

年末年始による休業日     定休日

	12月							平成19年1月										備 考	
	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9		10
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(火)	(水)	
<b>燃えるごみの収集</b> 資源循環課 ☎③71443 二見総合支所 ☎④21112 小俣総合支所 ☎②27861 御園総合支所 ☎②20235																			午前8時30分までに出してください  詳しくは「ごみリサイクルカレンダー」で確認してください
<b>燃えないごみの収集</b> 資源循環課 ☎③71443																			
<b>資源回収ステーション</b> 資源循環課 ☎③71443																			伊勢市中央・宇治・船江・中島・城田・佐八 北浜・宮本・沼木 いせトピア 搬入時間…9:00～16:30
<b>二見美化センター</b> 町美化センター ☎④34329																			粗大ごみのみ 搬入時間…13:00～17:00
<b>小俣資源物拠点集積所</b> 小俣総合支所 ☎②27861																			午後7時までに出してください
<b>清掃工場</b> 清掃工場 ☎③71218																			搬入時間…8:30～16:45 (12:00～13:00を除く)
<b>リサイクルプラザ</b> リサイクルプラザ ☎③82800																			
<b>伊勢廃棄物投棄場</b> 伊勢廃棄物投棄場 ☎②21208																			搬入時間…8:30～16:00
<b>二見廃棄物投棄場</b> 二見総合支所 ☎④21112																			搬入時間…8:30～16:00 (12:00～13:00を除く)
<b>小俣廃棄物投棄場</b> 小俣総合支所 ☎②27861																			搬入時間…9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
<b>御園廃棄物投棄場</b> 御園総合支所 ☎②20235																			搬入時間…8:30～12:00
<b>し尿くみとり</b> くみとり業者へ直接連絡																			くみとり業者への申し込みは、12月20日(水)まで
<b>火葬場(斎場)</b> 伊勢広域環境組合斎場 ☎②85120																			
<b>やすらぎ公園</b> 管理事務所 ☎④8509																			12月28日(水)は、送迎バス(毎週木曜日運休)を臨時運行します。
<b>図書館</b> 伊勢図書館 ☎②10077 小俣図書館 ☎②93900																			伊勢図書館 小俣図書館
<b>離宮の湯</b> 離宮の湯 ☎②20548																			
<b>自動交付機(印鑑登録証明書・住民票の写し・外国人登録原票記載事項証明書)</b> 戸籍住民課 ☎②15547																			市役所本庁舎・各総合支所 小俣北部保健福祉会館
<b>伊勢総合病院</b> 伊勢総合病院 ☎②35111																			救急当番日は、12月31日(日)・1月2日(火)
<b>休日・夜間応急診療所</b> 保健センターだより(23ページ)をご覧ください。																			
<b>水道</b> 水道メーターから蛇口までの修繕を希望する場合は、伊勢市指定給水装置工事業者に申し込んでください。道路からの漏水を発見したときは、水道管理センター(☎③3360)へ。																			

種別	相談日など
消費生活	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 三重県栄町庁舎 (消費生活相談窓口) (☎津059-228-2212) 商工政策課(☎21-5512)
婦 人	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 福祉総務課(☎21-5556)
母 子	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ところ 児童長寿課(☎21-5561)
家庭児童	と き 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ところ 児童長寿課(☎21-5561)
乳 幼 児	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 大世古保育所(☎25-3676)
家庭教育	と き 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時 ところ 家庭教育相談室「スマイルいせ」 (生涯学習センターいせトピア内) (☎21-0910)
教 育 <small>(小・中学生の不登校・いじめ・友人関係・学習など)</small>	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ところ 教育研究所 (八日市場町17-30・戦災復興会館内) (☎22-0285、22-0347)
カウンセラーによる カウンセリング <small>(小・中学生の教育) (要予約)</small>	と き 毎週水曜日・木曜日 午後1時～5時 ところ 教育研究所 (八日市場町17-30・戦災復興会館内) (☎22-0285、22-0347)
青 少 年 <small>(非行・いじめなど)</small>	と き 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 ところ 青少年相談センター (厚生中学校内) (☎28-6344)
就 職	と き 毎週火曜日 午前10時～午後4時 ところ サンライフ伊勢 対 象 市内に在住または通勤している 35歳以下の人、またはその保護 者、学校の進路担当教諭 定 員 1日につき5人まで(先着順) 申し込み おしごと広場みえ(☎津059- 222-3309)または、商工政策 課(☎21-5568)へ電話

種別	相談日など
中高年齢者 職 業	と き 火曜日・日曜日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時 ところ 中高年齢者職業相談室 (サンライフ伊勢内) (☎28-1267)
老 人 在宅介護	と き 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ところ 地域包括支援センター (福祉健康センター内) (☎27-2431)
	と き 毎日24時間対応 ところ 各在宅介護支援センター 神路園(☎22-6012) 双寿園(☎23-9231) 白百合園(☎27-1511) 山咲苑(☎26-2600) 正邦苑(☎38-1800) みなと(☎35-0811) 楽寿苑(☎31-0050) 二見ふれあいプラザ(☎43-4423) 小俣(☎27-1155) 相談方法 電話・来所
心配ごと	と き 第1水曜日(12月6日) 午後1時～3時 ところ 小俣公民館 問い合わせ 社会福祉協議会小俣支所 (☎27-0509)
	と き 第2水曜日(12月13日) 午後1時～3時 ところ 社会福祉協議会伊勢支所 (福祉健康センター内) (☎27-2425)
	と き 第3水曜日(12月20日) 午後1時～3時 ところ ハートプラザみその 問い合わせ 社会福祉協議会御園支所 (☎22-6617)
	と き 第4水曜日(12月27日) 午後1時～3時 ところ 社会福祉協議会二見支所 (二見ふれあいプラザ内) (☎43-3994)

# 12月の無料相談

※日の指定がない相談の年末の相談日については、各問い合わせ先に問い合わせてください。

種別	相談日など	種別	相談日など
法律 <small>担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けられません</small>	とき 毎週月曜日 午後1時30分～3時30分 ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515) 対象 市内に住所を有する人 定員 1日につき8人まで (定員を超えた場合は抽選) 申し込み 相談日当日の午後1時15分までに秘書広報課へ来所	多重債務 (クレジット) (消費者金融)	とき 第3木曜日(12月21日) 午前9時30分～11時30分 ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515) 定員 4人(先着順) 申し込み 相談日当日の午前8時30分から秘書広報課へ電話
	とき 12月7日(木) 午後1時30分～3時30分 ところ 社会福祉協議会伊勢支所 (福祉健康センター内) (☎27-2425) 対象 市内に住所を有する人 定員 4人(定員を超えた場合は抽選) 申し込み 相談日当日の午後1時15分までに社会福祉協議会伊勢支所へ来所	行政	とき 第2・4火曜日(12月12日・26日) 午後1時～4時 (受け付けは午後3時まで) ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)
	とき 12月21日(木) 午後1時30分～3時30分 ところ 社会福祉協議会二見支所 (二見ふれあいプラザ内) (☎43-3994) 対象 市内に住所を有する人 定員 4人(定員を超えた場合は抽選) 申し込み 相談日の2週間前(12月7日)から前日(12月20日)までに、社会福祉協議会二見支所へ来所または電話	市政	【市政相談・行政相談】 とき 第3火曜日(12月19日) 午前10時～午後3時 ところ 二見生涯学習センター 問い合わせ 二見総合支所地域振興課 (☎42-1111)
	とき 平成19年1月11日(木) 午後1時30分～3時30分 ところ 小俣公民館 対象 市内に住所を有する人 定員 4人(先着順) 申し込み 相談日の2週間前(12月28日)から社会福祉協議会小俣支所(☎27-0509)へ来所または電話 <small>※12月中に申し込みを開始するため、今月号で掲載します。</small>		【市政相談・行政相談】 とき 第1水曜日(12月6日)午後1時～3時 ところ 小俣公民館 問い合わせ 小俣総合支所地域振興課 (☎22-7858)
交通事故	とき 第2・3水曜日(12月13日・20日) 午前10時～午後3時 ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515) 定員 1日につき4人まで(先着順) 申し込み 相談日当日の午前8時30分から秘書広報課へ電話	登記	【市政相談】 とき 12月15日(金) 午後1時～3時 ところ 御蔭公民館 問い合わせ 御蔭総合支所地域振興課 (☎22-0235)
	とき 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (受け付けは午後3時30分まで) ところ 三重県栄町庁舎 (交通事故相談窓口) (☎津059-228-7350)	特設人権	とき 第2火曜日(12月12日) 午後1時～4時 (受け付けは午後3時まで) ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)
		人権	とき 第2木曜日(12月14日) 午後1時～4時 (受け付けは午後3時まで) ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)
		公証 (遺言) (契約証明)	とき 毎週火曜日・水曜日・金曜日 午前9時30分～午後4時30分 ところ 津地方法務局伊勢支局 (☎28-6158)
			とき 第1木曜日(12月7日) 午後1時～4時 (受け付けは午後2時まで) ところ 秘書広報課広報広聴係 (☎21-5515)



# 伊勢おおまつり

(10月14日～17日)

神宮の神嘗祭<sup>かんなめ</sup>を奉祝するために行われる伊勢おおまつりは、今年で112年目を迎えました。市民パレード・初穂曳・全国各地の祭りなどが、秋の伊勢路を彩りました。



# 西条だんじり

(11月4日)

300年の歴史をもつ、豪華絢爛な愛媛県の西条だんじり<sup>けんらん</sup>32基が、第62回神宮式年遷宮・お木曳行事を奉祝して、「ヨイヤサー」など威勢の良い掛け声とともに、市内を練り歩きました。



## 人の動き (10月末現在)

総人口 136,804人(+20人) 男性 64,975人(+16人)  
 世帯数 52,620世帯(+85世帯) 女性 71,829人(+4人)  
 ※外国人登録者を含む

■発行／伊勢市 ■編集／総合政策推進部秘書広報課  
 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号  
 (広報広聴係) ☎0596-21-5515 FAX0596-22-9699  
 URL <http://www.city.ise.mie.jp> Eメール [ise-koho@city.ise.mie.jp](mailto:ise-koho@city.ise.mie.jp)  
 広報いせ 第14号 平成18年12月1日発行 印刷 千巻印刷産業株式会社

広報 いせ